

## 国スポ延期に伴う国からの財政支援について

## 1 地方スポーツ振興費補助金

## (1) 令和2年度における改正内容

- 延期を踏まえて、国に財政支援を要請したところ、通常、開催年の都道府県による国体開催準備事業に適用される「地方スポーツ振興費補助金」\*について、現行の補助制度が改正され、本県の今年度の開催準備事業に国庫補助が適用されることとなった。  
※通常、今年度の開催県に適用

## (2) 補助対象経費

- 式典および競技運営に直接必要な経費\*のうち、開催年度の変更によって生じる経費  
※式典および競技運営に直接必要な経費の例  
式典経費、競技運営経費、準備組織(県・開催市町)等運営事業経費、広報経費(県民運動、広報啓発、募金等)、ボランティア養成経費、宿泊衛生経費、輸送交通経費、施設管理運営経費 など  
※県が間接補助事業者として市町に交付可

## (3) 補助金の額

定額

## (4) 国への申請額

補助対象経費に該当する広報経費(県民運動、広報啓発、募金等)、ボランティア養成経費、準備組織(県・開催市町)等運営事業経費、施設管理運営経費等について、76,644千円を申請。

申請額を令和2年度11月補正予算に計上。

	金額	備考
広報経費(県民運動、広報啓発、募金等)	40,107千円	・啓発品等の再作成費 ・延期に伴う広報・啓発費
ボランティア養成経費	1,496千円	・手話・要約筆記ボランティア養成事業費
準備組織(県)等運営事業経費	6,528千円	・準備委員会事務局費等
準備組織(開催市町)等運営事業経費	1,988千円	・市町の開催準備事業費への補助
施設管理運営経費	26,525千円	・指定管理料
計	76,644千円	